

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

飲酒運転根絶へ 行政処分さらに強化 飲酒・ひき逃げの「欠格期間」を 5年から10年に

3年前（平成18年）の8月、福岡県で家族5人が乗る乗用車に飲酒して運転していた車が追突し、乗用車は欄干を突き破って博多湾に転落、3幼児が死亡するという痛ましい事故はまだ記憶に新しいところです。この事故をきっかけに飲酒運転への厳しい世論が高まり、社会問題となりました。その後、各方面の取り組みによって減少傾向にありますが、依然として飲酒運転による事故は後を絶たない状況です。

警察庁は6月1日から道路交通法施行令を改正施行し、飲酒運転根絶へ罰則をより強化、厳罰主義で臨むことになりました（処分例・表）。

● 「免許欠格期間」の延長

免許を取消された場合の欠格期間の上限を5年から10年に延長

● ひき逃げ（救護義務違反）の厳罰化

免許を取消された場合の欠格期間の上限を5年から10年に延長

ひき逃げは特定違反行為となり単独で免許取消、違反点35点で欠格期間は3年。ほかの違反と合わせると欠格期間は最長10年となりました。

また悪質・危険運転にも厳しい罰則が新設されました。運転殺人等は違反点62点、運転傷害等45～55点

（負傷の程度による）、危険運転致死62点、危険運転致傷45～55点（負傷の程度による）。

免許証の取り消しは違反点数が15点以上ですが、今回の改訂では呼気中0.25mg以下の酒気帯びでも、過去に信号無視や一時不停車など2点以上の違反があれば取消し処分を受けることになります。

75歳以上の免許更新に「認知機能検査」を導入

今回の改正では高齢者対策も盛り込まれました。75歳以上の方が免許証の更新をする際には「高齢者講習」の前に「講習予備検査（認知機能検査）」を受けることが義務付けられました。有効期限が今年12月1日以降の人が対象で、運転免許証有効期限の6カ月前から受けられます。予備検査の結果、記憶力、判断力が低くなっていると判定され、特定の交通違反があれば専門医の診断を受け（臨時適性検査）、認知症と判断されると免許が取消または停止されます。

キーワード

欠格期間

政令で定める基準に従い免許を与えないか保留し、または免許を取消するか免許の効力を停止する期間。運転免許を再取得するためには欠格期間が満了し、取消処分者講習を受講、終了することが条件。

行 為	改 正 前			改 正 後		
	違反点	処分内容	欠格・停止期間	違反点	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転	25点	免許取消	2年	35点	免許取消	3年
酒気帯び運転	0.25mg以上	13点	免許停止	25点	免許取消	2年
	0.25mg未満※	6点	免許停止	13点	免許停止	90日
ひき逃げ（救護義務違反）	23点	免許取消	2年	35点	免許取消	3年
酒酔い運転 + ひき逃げ	48点 + 事故点	免許取消	5年	70点 + 事故点	免許取消	10年
酒気帯び運転 + ひき逃げ	0.25mg以上	36点 + 事故点	免許取消	60点 + 事故点	免許取消	8～10年
	0.25mg未満※	29点 + 事故点	免許取消	48点 + 事故点	免許取消	6～9年
危険運転致死 傷罪	死亡	45点	免許取消	62点	免許取消	8年
	傷害	45点	免許停止	45～55点	免許取消	5～7年

（注）欠格期間の例示は過去3年以内に前歴がない場合 ※印 呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満のアルコール保有状態を示します